

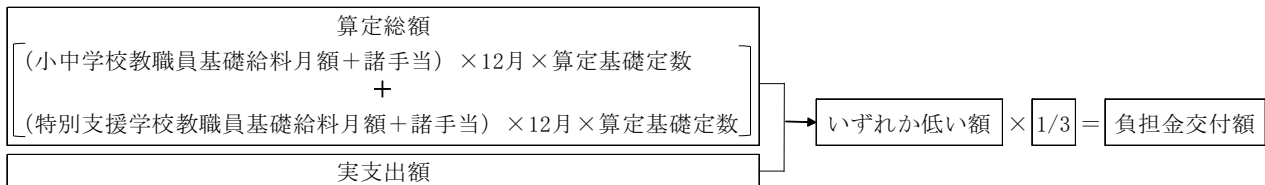
義務教育費国庫負担金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 9034万円
(前年度 3件 5648万円)

1 負担金の概要

義務教育費国庫負担金は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(これらを「小中学校」)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費を国が都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」)に交付するものである。その額は、都道府県等の実支出額と教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定めた政令に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」と)のいずれか低い額の1/3となっている。

算定総額は、上記の政令に基づき、小中学校の教職員の基礎給料月額等に同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の基礎給料月額等に同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額とを合算して算定することとなっている(次式参照)。



このうち、算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」)等に基づき、標準学級数等(注1)を基礎として教職員の定数(以下「標準定数」)を算定し、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」により臨時的に任用される者(以下「産休代替教職員」)、「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者(これらを「育児休業代替教職員」)等の実数を加えるなどして算定することとなっている(次式参照)。

標準定数等	+	産休代替教職員、育児休業代替教職員等の実数	-	育児休業者等の実数	=	算定基礎定数
-------	---	-----------------------	---	-----------	---	--------

そして、算定基礎定数の算定に必要な標準学級数は、次のように算定することとなっている。

- ① 小学校に係る標準学級数は、児童の在籍しない学年の前後の学年(当該前後の学年に第1学年を含む場合を除く。)の児童数がいずれも8人以下である場合は、当該二つの学年の児童を1学級に編制して算定する。
- ② 学校教育法第81条に規定する小中学校の特別支援学級の標準学級数は、二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該複数学年(注2)の児童生徒を1学級に編制して算定する。
- ③ 特別支援学校に係る標準学級数は、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。

また、小中学校の事務職員の標準定数は、4学級以上の小中学校の数の合計数に1を乗じて得た数等を合計した数となっているが、同一の設置者が設置する小学校及び中学校で4学級から6学級までの小学校及び4学級又は5学級の中学校が500mの範囲内に存する場合には1校とみなすこととなっている。

(注1) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 重複障害学級 文部科学大臣が定める障害を二つ以上併せ有する児童生徒で編制する学級

2 検査の結果

4県1市において、算定総額の算定に当たり、算定基礎定数の算定が過大となっていた。この結果、負担金計9034万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。なお、同一の県が複数の事態に該当している場合がある。

ア 標準学級数の算定に係る事態

(ア) 小中学校の標準学級数の算定において、児童の在籍しない学年の前後の学年の児童数がいずれも8人以下であるのに当該二つの学年の児童を1学級に編制しなかったり、特別支援学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下であるのに当該複数学年の児童生徒を1学級に編制しなかったりして、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制するなどして算定していた事態 1県1市

(イ) 特別支援学校の重複障害学級の標準学級数の算定において、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童数の合計数が3人以下であるのに当該複数学年の児童を1学級に編制しておらず、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制して算定していた事態 1県

イ 小中学校の産休代替教職員の実数の算定において、産休代替教職員を重複して算定していたり、育児休業代替教職員の実数の算定において、育児休業代替教職員に該当しない者を含めて算定していたりしていた事態 2県

ウ 小中学校の事務職員の標準定数の算定において、同一の設置者が設置する5学級の小学校と4学級の中学校とが500mの範囲内に存するのに1校とみなさずに2校として算定していた事態 1県

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額	左に対する負担 金交付額	不当と認める 算定総額	不当と認める 負担金交 付額	摘 要
文部科学本省	新潟市	平成29～ 令和元	825億8001万 円	275億2667万 円	1億1912万 円	3970万 円	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(ア(ア)の事態)
山形県	山形県	平成29	476億5153万	158億8384万	1147万	382万	同(イの事態)
新潟県	新潟県	29、30	1370億8552万	456億9517万	1億0272万	3424万	同(ア(ア)の事態)
岐阜県	岐阜県	令和2	793億2989万	264億4329万	1167万	389万	同(イ及びウの事態)
奈良県	奈良県	平成30、 令和元	971億9535万	323億9818万	2605万	868万	同(ア(イ)の事態)
計	5事業主体		4438億4231万	1479億4716万	2億7104万	9034万	